

募集要項に関する質問と回答

No.	質問	回答
1	提出書類の⑥事業者概要 ロ事業者の基本的事項とは何を記せばよろしいですか。	法人種別、法人名称、所在地、設立年月日等を記載してください。
2	提出書類の⑦決算書等 ロ直近3年間の法人税申告書写しですが、収益事業を行っていない場合、その旨を申し出ればよろしいですか。	収益事業を行っていない旨を任意の様式に記載して提出してください。
3	別紙1 3施設整備に係る補助額についての(留意事項)⑤に国庫補助金交付要綱に記載のある加算の活用に対して原則補助を行う予定なしとありますが、当法人は耐震化整備にての建替えを考えており、社会福祉施設等施設整備費(解体撤去工事費)補助金にて旧建物の解体を行いたいと考えております。その場合解体工事費分も補助の対象となると考えてよろしいですか。	本体工事の加算ではなく、耐震化整備補助の補助対象となっているため、解体工事費分も補助の対象となります。
4	解体も補助対象となる場合、別紙1 3施設整備に係る補助額について の(※1)①土地の買収又は整地に関する費用は対象外とありますが、旧建物解体後の土地の整地に関しては補助の対象になるのでしょうか。	旧建物解体後の土地の整地に関しては、補助の対象となりません。
5	提出書類の ⑩資金計画書イ施設整備資金計画についてですが、この資金計画は補助対象外の部分(外構工事等)も含めた総事業費に対する資金計画の提出でよろしいですか。	総事業費に対する資金計画を提出してください。
6	提出書類の ⑮事業スケジュールについてですが、「令和3年度予算における社会福祉施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」の3の(2)の留意すべき事項についてのアに「単年度事業を原則とし」とありますが、施設を建替える場合に工期的に単年度では無理と思われる。この場合でも開設までの日程表上は単年度でスケジュールを作成したほうがよろしいのでしょうか。	国庫補助の要綱において単年度事業を原則としていますので、事業計画等は単年度でスケジュールを作成してください。
7	当施設は現建物解体をするにあたり「財産処分(取りこわし)協議書」が必要となりますが、どの時点で提出をするのですか。	取り壊しを行う前に財産処分の承認申請を行い、事前に承認を得る必要があります。また、財産処分の完了から1か月以内に完了報告を行う必要があります。

No.	質 問	回 答
8	今回の「福島市社会福祉施設等施設整備費補助」に申請を行うに当たり先日理事会の承認を得ましたが、議事録の提出は必要でしょうか。	法人の意思決定があったことを確認させていただきますので、議事録も提出してください。
9	様式第2号、誓約書(P14) 役員等名簿は理事のみで、業務執行側でない監事は記載しなくてもよろしいでしょうか。	役員等名簿には、理事、監事、評議員を記載してください。
10	様式第3号、納税状況調査同意書(P15) 福島市以外に住民登録のある役員は個別に納税証明書が必要となりますか。	福島市以外に住民登録がある場合は、納税証明書の提出をお願いします。
11	様式第7号ハ注4 ①勤務表は様式がありますか。任意の場合「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(参考様式14-2)でもよろしいでしょうか。 ②1ヶ月間の勤務表の場合、事業開始予定の令和5年4月を基準月とした方がよろしいでしょうか。	①勤務表の様式はありません。 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(参考様式14-2)で作成いただいて問題ありません。 ②令和5年4月を基準月として作成してください。
12	過去 5 年分の指導監査是正改善事項報告書の提出については、法人分のみでよろしいでしょうか。または、法人も含め全事業所分が必要となりますか。	法人監査、施設監査及び実地指導も含めて提出してください。
13	P6 提出書類(10)ハ施設整備資金計画書及び口資金収支計画(開設後3年間に様式は任意となっていますが、参考となる様式を提示して頂けると有難いのですがそれは可能でしょうか。	参考様式はございませんので、任意の様式で作成願います。
14	新耐震基準施行(昭和 56 年 6 月 1 日)以前に建築された建物を廃止(取壊)して別の建物に移転(創設)する耐震化整備を行うものですが、建築当時補助金の交付を受けております。 ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成 20 年 4 月 17 日社援発第 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知)別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の第3 2(1)国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合 ⑤ イ に該当するのでしょうか。 ・また、上記に該当しない場合は、承認に伴う国庫納付額について、ご教示ください。	今回の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合の⑤イに該当します。